

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 正臣

## 1 日 時

令和5年10月10日（火） 午前10時00分から  
午後 3時04分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、御手洗吉生、穴見憲昭、岡野涼子、首藤健二郎、今吉次郎、太田正美、森誠一、木付親次、麻生栄作、阿部英仁、福崎智幸、吉村尚久、高橋肇、二ノ宮健治、守永信幸、澤田友広、戸高賢史、猿渡久子、佐藤之則

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

中野哲朗、阿部長夫、小川克己、御手洗朋宏

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者 渡辺栢彦、代表監査委員 長谷尾雅通、監査委員事務局長 河野圭史、  
企業局長 渡辺文雄、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

第67号議案令和4年度大分県病院事業会計利益及び資本剰余金の処分並びに決算の認定について、第68号議案令和4年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第69号議案令和4年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第79号議案令和4年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第90号議案令和4年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

## 9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主任	松井みなみ
議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
議事課委員会班	副主幹	吉良文晃

# 決算特別委員会次第

日時：令和5年10月10日（火）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

## 3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

## 4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

## 5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査委員事務局
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議

## 6 その他

## 7 閉 会

## 会議の概要及び結果

**三浦委員長** ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第2回定例会及び第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第67号議案から第69号議案まで及び第79号議案から第90号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査に先立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る7月20日の委員会において、本委員会の運営要領を決定しました。決算審査の方針として(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。具体的な審査については、先日本配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果についてですが、各部局審査の際に該当部局から説明があるので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を基に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計、特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査委員事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

**渡辺企業局長** 企業局長の渡辺です。委員の皆様には日頃から電気事業、工業用水道事業の運

営に深い御理解と御支援を賜っており、心から御礼申し上げます。私からは、企業局の経営概況について御説明します。

初めに、電気事業会計から御説明します。タブレットの資料1-1、企業局の経営概況(令和4年度決算)の2ページを御覧ください。タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチをお願いします。

企業局には、水力発電所が12か所、太陽光発電所が1か所あり、発電した電力は契約先の九州電力株式会社に売電しています。

左上段の1売電実績電力量の推移のグラフを御覧ください。令和4年度の売電実績電力量のうち、赤の折れ線で示している水力発電の電力量は、折れ線の右端のとおり1億8,906万7千キロワットアワーで、対前年度比で111.1%となっています。緑の折れ線で示している太陽光発電の電力量は、折れ線の右端のとおり151万3千キロワットアワーで、前年度比で106.7%となっています。

次に、その下の2電力料金収入の推移のグラフを御覧ください。令和4年度の電力料金収入のうち、赤の折れ線で示している水力発電の料金収入は約30億4,300万円で、対前年度比で138.6%、約8億4,800万円の増となっています。増加の主な要因は、固定価格買取制度(FIT)の認定を受けた大野川発電所が、令和3年12月にリニューアル工事を終え、年間を通して安定稼働したことに伴うものです。また、緑の折れ線で示している太陽光発電の料金収入は約6,100万円です。令和4年度は日射量が多かったため、対前年度比で107%、約400万円の増となっています。

続いて資料右上、3電力料金単価の推移を御覧ください。電力料金単価は、令和8年度まで売電契約をしている九州電力と2年ごとに契約更改を行っています。固定価格買取制度の大野川発電所及びリニューアル工事中の別府発電所を除く10の水力発電所の令和4年度平均単価

は、①の右端のとおり、1キロワットアワー当たり10.63円となっており今年度も同様です。なお、固定価格買取制度対象の大野川発電所と松岡太陽光発電所の単価ですが、大野川発電所は②のとおり1キロワットアワー当たり24円、松岡太陽光発電所は③のとおり1キロワットアワー当たり40円となっています。

その下の4純利益・純損失の推移のグラフを御覧ください。令和4年度の純利益は、右端のとおり約10億2,100万円で、対前年度比158%、約3億7,500万円の増となっています。

続いて、資料3ページを御覧ください。工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水し、大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で処理し、大分市内の企業に工業用水として供給しています。令和4年度の契約水量ですが、左上段の1契約水量の推移のグラフを御覧ください。右端のとおり、年度末時点で日量約56万3千立方メートルとなっています。その下の2事業所数の推移は右端のとおり、年度末時点で46事業所と給水契約を結んでいます。右の吹き出しに記載しているように、水道料金は、契約水量に応じて料金を徴収する責任水量制により契約しています。料金単価は1立方メートル当たり第1種が15.8円で、第2種が8.8円となっています。全国平均が1立方メートル当たり22.91円であるため、安価な提供により本県に企業が立地する上での強みとなっています。契約水量の多い事業所ですが、日本製鉄株式会社関連が日量23万立方メートル、鶴崎共同動力株式会社関連が11万立方メートルとなっています。

右上の3純利益の推移のグラフを御覧ください。令和4年度の純利益は、右端のとおり約2億9千万円で対前年度比64%、約1億6,300万円の減となっています。減収の主な要因は、電力及び動力費の高騰によるものです。

企業局の経営概況の説明は以上です。

決算等の詳細については、総務課長から説明するので、よろしくお願ひします。

衛藤総務課長 第68号議案令和4年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について並びに第69号議案令和4年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、資料1、大分県公営企業会計決算書により説明します。

初めに、電気事業会計について説明します。資料18ページをお開きください。

3(1)業務量については、さきほど局長から御説明した、令和4年度の売電実績電力量などを発電所別に記載したものです。(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度欄一番上の営業収益は31億8,474万8,806円で、前年度に比べて8億6,632万6,891円の増となっています。これは、令和3年12月にリニューアル工事を終えた大野川発電所が、令和4年度は年間を通して稼働したことにより、水力発電電力量が増加したことなどによるものです。表の中ほどの財務収益は4,692万5,657円で、前年度に比べ395万6,956円の減となっています。事業外収益は8,649万5,630円で、前年度に比べ5,403万6,536円の増となっています。これは、企業局で退職した職員の退職手当に係る知事部局等負担金の増などによるものです。以上により事業収入は合計33億1,817万930円で、前年度に比べ9億1,640万6,471円の増となっています。

次に、支出にあたる(3)事業費に関する事項です。一番上の営業費用は20億8,494万5,610円で、前年度に比べ4億327万1,780円の増となっています。主な増加理由を説明すると、修繕費が次年度以降のオーバーホール工事にかかる費用を精査して特別修繕引当金を増額したことなどにより、前年度に比べ5,882万5,434円の増となっています。委託費は、桑原発電所のリニューアル事業に係る概略設計委託を行ったことなどにより、前年度に比べ3,722万9,841円の増となっています。減価償却費は、リニューアルした大野川発電所の減価償却が始まったことなどにより、前年度に比べ2億8,760万82円

の増となっています。この表の中ほどにある財務費用は3,217万5,691円で、前年度に比べ820万3,359円の増となっています。事業外費用は1,217万1,972円で、前年度に比べ22万8,133円の減となっています。特別損失は1億6,744万4,931円で、前年度に比べ1億3,002万107円の増となっています。これは、芹川第二発電所リニューアルに伴う資産の除却などによるものです。以上により、支出である事業費合計は22億9,673万8,204円で、前年度に比べ5億4,126万7,113円の増となっています。

この結果、一番下の表の差引収支の欄にあるように、令和4年度の電気事業の純利益は10億2,143万1,889円となり、前年度に比べ3億7,513万9,358円の増となっています。

次に、資料24ページをお開きください。

ただいま御説明した、収益及び費用の状況を損益計算書の形にしたものです。個別の内容は重複するので説明は省略しますが、1営業収益から2営業費用を差し引いた営業利益は、右端列の中ほど10億9,980万3,196円となっています。このほか、3財務収益と4事業外収益から5財務費用と6事業外費用を差し引いた収支は8,907万3,624円となり、営業利益にこれを加算した経常利益は、右端列の上から3段目の11億8,887万6,820円となっています。

7特別損失は1億6,744万4,931円で、経常利益からこれを差し引いた収支は10億2,143万1,889円となり、これが当年度の純利益となります。その他未処分利益剰余金変動額4億3,564万7,838円は、県債積立金を当年度の企業債の償還に充てたものであり、当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額を加算した当年度未処分利益剰余金は14億5,707万9,727円となっています。

次に、資料28ページをお開き願います。当年度未処分利益剰余金の処分案について御説明

します。

表の一番右の列、未処分利益剰余金14億5,707万9,727円のうち4億2,436万1,065円を今年度の企業債償還のための減債積立金に、1億4,707万824円を将来の設備投資のための建設改良積立金に、4億5千万円を地域貢献用の積立金である地域振興積立金にそれぞれ積み立てたいと考えています。

資料30ページをお開き願います。貸借対照表について御説明します。

左側、資産の部の1固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計は一番右端列の213億3,762万1,703円となっています。

2流動資産は現金預金や電力料金等の未収金などで、合計は右端列の下から2段目の61億5,871万4,479円で、固定資産と流動資産の資産合計は274億9,633万6,182円となっています。

次に、同じ見開きの右側を御覧ください。負債の部及び資本の部について御説明します。

負債の部の3固定負債は、企業債及び引当金で固定負債合計は右端列の一番上87億3,959万9,287円となっています。

4流動負債は、令和5年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで流動負債合計は、右端列の上から2段目15億9,448万5,841円となっています。これらに右端列の上から3段目、5繰延収益1億4,940万3,826円を加算した負債合計は104億8,348万8,954円となっています。

次に資本の部についてですが、6資本金及び7剰余金を加算した資本合計は、右端の列の下から2段目170億1,284万7,228円で、これに負債合計を加算した負債資本合計は274億9,633万6,182円となり、左ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について御説明します。資料69ページをお開き願います。

見開きの右側の3業務(2)事業収入に関す

る事項です。当年度欄の一番上の営業収益は20億4,132万8,211円で、前年度に比べ4,916万4,584円の増となっています。これは、既存ユーザーの契約水量の増加など給水収益の増加によるものです。表の中ほどの営業外収益は2億2,545万2,652円で1,138万881円の増となっています。これは、企業局で退職した職員の退職手当に係る知事部局等負担金の増などによるものです。以上により、当年度の事業収入合計は22億6,678万863円となり、前年度に比べ6,054万5,465円の増となっています。

次に、支出である(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は19億6,072万3,790円で、前年度に比べ2億2,921万7,710円の増となっています。主な増加理由を説明すると、修繕費が配水ポンプや揚水ポンプの分解点検工事等を行ったことなどにより、前年度に比べ8,400万9,617円の増となっています。動力費は昨今の電気料高騰に伴い、前年度に比べ1億1,021万3,824円の増となっています。営業外費用は1,610万994円で、前年度に比べ544万189円の減となっています。以上により、当年度の支出である事業費合計は19億7,682万4,784円で、前年度に比べ2億2,377万7,521円の増となっています。

この結果、一番下の表の差引収支の欄にあるように、令和4年度の工業用水道事業の純利益は2億8,995万6,079円となり、前年度に比べ1億6,323万2,056円の減となっています。

次に、76ページをお開きください。

ただいま御説明した、収益及び費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1 営業収益から2 営業費用を差し引いた営業利益は右端列の中ほど8,060万4,421円となっています。

3 営業外収益から4 営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目2億935万1,658円となり、営業利益にこの額を加算した経常

利益は、右端列の上から3段目2億8,995万6,079円となっています。特別利益及び特別損失はないので、経常利益がそのまま当年度純利益となります。その他未処分利益剰余金変動額は3億2,707万2,051円となっており、当年度純利益にその他未処分利益剰余金を加算した当年度未処分利益剰余金は6億1,702万8,130円となっています。

次に、資料の80ページをお開き願います。当年度未処分利益剰余金の処分案について御説明します。

表の一番右の列、未処分利益剰余金6億1,702万8,130円のうち1億2,688万7,078円を今年度の企業債償還のための減債積立金に、1億6,306万9,001円を将来の設備投資のための建設改良積立金にそれぞれ積み立てたいと考えています。

次に、資料82ページをお開きください。貸借対照表について御説明します。

資産の部の1 固定資産ですが、施設や送水管、配水管などの設備に関する固定資産合計は、一番右端列180億1,599万6,749円となっています。

2 流動資産は現金預金、水道料金等の未収金などで、流動資産合計は一番右端列の下から2段目62億5,572万2,338円となっています。固定資産と流動資産の資産合計は242億7,171万9,087円となっています。

最後に、同じ見開きの右側を御覧ください。

負債の部の3 固定負債は企業債及び引当金で、固定負債合計は右端列の一番上16億5,942万4,711円となっています。

4 流動負債は、令和5年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、流動負債合計は右端列の上から2段目6億4,792万5,060円となっています。これらに右端列の上から3段目、5繰延収益28億1,993万4,547円を加算した負債合計は51億2,728万4,318円となっています。

次に、資本の部についてですが、6 資本金及び7 剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目191億4,443万4,769円で、

これに負債合計を加算した負債資本合計は24億7,171万9,087円となり、左ページの資産合計と一致しています。

**三浦委員長** 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

**長谷尾代表監査委員** 令和4年度大分県電気事業会計及び工業用水道事業会計決算に係る審査について、監査委員を代表して説明します。

資料番号4番、令和4年度大分県公営企業会計決算審査意見書により説明します。3ページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月8日に知事から監査委員の審査に付された各事業会計の決算について審査を行い、その結果を6月28日に知事に提出したものです。

7ページをお開きください。

まず、第1審査の概要ですが、各事業会計の決算に係る審査は、大分県監査委員監査基準に準拠し実施しました。

2審査の方法ですが、決算及び関係書類について、総勘定元帳や会計伝票等証拠書類との照合を行うとともに、定期監査及び例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査しました。

3審査の主眼ですが、各事業が常に企業の経済性を発揮しているか、公共の福祉を増進するように運営されているかなどについて、記載の3点に主眼を置き審査を行いました。

次に、第2審査の結果です。各事業会計の決算書その他決算関係書類は、さきほど説明した方法により審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また予算の執行、収益、費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、各事業会計決算の審査意見について説明します。

まず、電気事業会計についてです。27ページをお開きください。

1審査意見の(1)経営成績及び財政状態ですが、電気事業はリニューアル工事が完了した大野川発電所について、再生可能エネルギー一固

定価格買取制度による売電が通年で実施されたこと等により、営業収益が増加するなど安定した経営を維持しています。また、短期長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に(2)総合意見ですが、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められました。今後とも、別府発電所や芹川発電所のリニューアル事業等によりFIT対象施設を拡大し、収益力向上を着実に図ることが重要です。

一方で、現在の電力供給契約の基となる九州電力株式会社との長期基本契約が令和7年度末で終了します。その後は一般競争入札等による売電契約への移行が予定されていることから、引き続き安定した収益を確保するための売電形態の検討が求められます。また、将来にわたり安定した発電事業を継続していくため、発電所及び送電施設等の地震や風水害対策の強化、長寿命化工事等の計画的な実施のほか、先端技術の活用やデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による業務の効率化及び高度化等も必要です。

これらの取組を着実に実施し、引き続き効率的な事業運営と経営基盤の強化を図ることにより、安定的なサービスの提供に努めるよう要請しました。

電気事業会計決算に係る審査意見については以上のとおりです。

次に、工業用水道事業会計について説明します。43ページをお開きください。

1審査意見の(1)経営成績及び財政状態ですが、工業用水道事業は責任水量制による安定した料金収入に支えられ良好な経営を維持しており、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

続いて(2)総合意見ですが、大分県企業局経営戦略及びアクションプランに基づく取組が進められました。事業開始から60年以上が経過し設備の老朽化が進んでいることから、隧道

の点検及び補修を計画的に行うとともに、接合井の耐震化や管路等施設の長寿命化工事にも積極的に取り組んでいます。

一方、経営成績を見ると、昨今のエネルギー事情に伴う電気料金の高騰により、動力費が増加し前年度より純利益が減少しました。今後も電気料金の高止まりによる経営への悪影響が懸念されるため、より一層のコスト削減や設備更新時の省エネ機器導入等の検討が必要です。

これらの取組を着実に実行し、引き続き効率的な事業運営と経営基盤強化を進めることにより、安定的なサービスの提供に努めるよう要請しました。

工業用水道事業会計決算の審査意見については、以上のとおりです。

**三浦委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名するので、あらかじめ御了承願います。

発言は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立しマイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっているので要点を簡潔にお願いします。なお、質疑に対する執行部の回答が要領を得ない場合や執行部からの質疑内容の確認に対する委員等の回答については再質疑とみなしませんので御了承願います。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が4名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**守永委員** 人材育成についてですが、令和4年

度大分県公営企業会計決算審査意見書の31ページ及び47ページに、企業局経営戦略に対する取組として電気事業、工業用水事業共に環境変化に対応できる組織運営及び人材育成や先端技術の活用による業務の効率化、高度化について触れていますが、それぞれの事業部門で取り組まれた内容と効果について具体的に教えていただきたいと思います。

**衛藤総務課長** 人材育成や先端技術の活用に関する取組内容とその効果についてお答えします。

まず、人材育成についてですが、企業局では人材育成方針を策定し、これに基づいて技術専門研修等の充実に努めています。局内のDX推進に向け、昨年度は技術職だけでなく事務職も含め、デザインシンキングやアイデアソンの手法に関する研修に職員が参加しました。発電所や浄水場の維持管理は、技術職員のマンパワーで支えているので、大分県企業局技術専門研修ロードマップに基づき、職員の経験年数や習熟度に応じ、民間機関などが実施する専門研修を受講し、昨年度は33件の研修に延べ156人が参加しました。また、業務の運営に必要な電気主任技術者の資格等を支援しており、昨年度は9件の資格取得につながっています。加えて、局全体や各職場において保安講習や洪水対応演習等を実施しており、昨年度は74件の研修に延べ635人が参加しました。

次に、先端技術の活用についてですが、業務の効率化や高度化を図るためには、先端技術の活用が重要です。このため、電気事業では作業の負担軽減やヒューマンエラーの抑制、設備トラブルの予測などが期待できる、スマート保安の導入に向けた監視専用機器の更新設計委託や先進県の視察などを行いました。また、危険を伴う送電線周辺の風倒木調査やダム取水口などの調査において、空中ドローンや水中ドローンを導入し危険作業の軽減を図りました。

工業用水道事業では、道路下の埋設管路が設置から40年以上経過し、損傷具合の調査が必要となっていますが、道路を掘り返しての調査は大幅な時間とコストがかかるため、配管に電気を流して表面塗装の損傷状況が把握できるス

ーパーコーディンスという特殊なシステムを搭載した機器を活用して調査を行っています。

昨年度は延長4.2キロメートルのうち1.3キロメートルを調査し、早急な手当が必要な損傷は認められませんでした。今年度末までにこの調査を完了する予定です。

引き続き電気事業、工業用水事業の安定経営に向けて人材育成や先端技術の活用を進めて、環境変化に対応できる組織運営を推進していきます。

**守永委員** ありがとうございます。かなり積極的に人材育成に取り組まれている様子が伺えました。

現場の中で、特に工業用水道事業にしても、発電施設そのものはリニューアルしているわけですが、古い基盤をどう安定的に運用していくかが非常に大事な課題になっていると思うので、そういったことに注意していただきたい。特に様々な災害で思いもよらない支障が生じることも想定されるので、そういったトラブルにすぐに対応できる体制を整えていただきたいので、積極的な人材育成をよろしくお願いします。

**猿渡委員** 昨年の決算審査で、電気事業についてウクライナ情勢等による売電単価への影響について堤委員が質疑したところ、直ちに単価を変更する考えはないと答弁しています。その後、現状ではどう考えているのか。工業用水の単価についても同様の答弁をしていますが、これについても現状をお願いします。

**衛藤総務課長** ウクライナ情勢等による売電単価と工業用水単価への影響についてお答えします。

まず、ウクライナ情勢等による売電単価への影響についてです。現在、企業局は九州電力と平成22年度から令和7年度までの16年間、電力受給に関する基本契約を結んでおり、売電単価については、経済情勢の変化に合わせて2年ごとに契約を更改しています。

ウクライナ情勢等による物価高によって、売電単価の契約時に算定した修繕工事費等において費用の上昇も見られますが、その影響は今のところ限定的で、現行契約における売電単価の

変更は考えていません。

次に、ウクライナ情勢等による工業用水の単価への影響についてです。工業用水の単価は国の制度に基づき適正な費用をベースに算定する総括原価方式で決定しています。現行の料金を設定した平成16年度以降は、景気の変動等によって営業費用の増加や収益の減少が生じたことはありましたが、利益を確保してきたため、これまでの間、料金を変更するには至っていません。

ウクライナ情勢等による物価高に伴い、昨年度は営業費用が上昇したことから、今年度の当初予算では費用の上昇を見込んで編成したところですが、現時点ではその想定をかなり下回っています。あわせて、コストダウン等の内部努力を進めており、直ちに工業用水の単価を変更することは考えていません。

**佐藤委員** 大分県公営企業会計決算書の9ページの総括事項から質疑をします。

さきほどの説明でもありましたが、令和4年度の電気事業における差引収支が3年度との比較で大きく伸びています。説明を聞くと、大野川発電所のリニューアルによる売電開始の影響と、監査委員の意見書で固定価格買取制度の関係もあるとのことと理解しました。電気事業会計の平成30年から令和3年の推移では、余り数字が伸びていませんが、それと比較して37.9ポイントも伸びたことは大変素晴らしいことだと思います。その要因についてもう少し説明をお願いします。

もう一つ、収入のその他についても同じく42.7ポイント伸びています。その他の項目は説明によると営業雑収益、財務収益、事業外収益の合計ですが、この具体的な内容と伸びた要因の説明をお願いします。

**衛藤総務課長** 電気事業会計の収支が伸びた要因等についてお答えします。

まず、電気事業会計の収支が令和3年度との比較で大きく伸びた要因については、委員もおっしゃるとおり、冒頭に概要説明の中で説明した大野川発電所のリニューアル工事が令和3年12月に完了して、それが令和4年度は年間を

通して発電したことによるものです。大野川発電所の年間発電量は企業局全体の約3割を占めており、また大野川発電所の売電単価は、さきほど話があったとおり固定価格買取制度の認定によって20年間、他の水力発電所が10.63円のところを24円で売電できるメリットによるものです。

それから、平成30年以降の収支状況ですが、この大野川発電所が平成30年3月末で発電を停止しており、その間リニューアル事業で発電ができていなかった影響もあり、これが令和3年12月にリニューアルを終えて固定価格買取制度により運転を再開でき、そのメリットが令和4年度の決算となって現れています。

その他の収入が伸びた要因についてですが、これは主に企業局で退職した職員の退職手当に係る知事部局の負担金が前年度より増加したことによるものです。知事部局との人事交流職員が企業局で県職員を退職した場合には、本人に対しては企業局が退職手当全額を支給することとなりますが、この場合、知事部局に在籍していた期間に応じて、知事部局から負担金を支払ってもらうことになっています。これが事業外収益として計上されるので、毎年退職者の人数や在籍状況に応じてこの額が変動しています。

**佐藤委員** よく分かりました。ありがとうございました。今後とも収益の確保についてよろしくをお願いします。

**福岡委員** 私からは、電気事業会計の売電契約についてお尋ねします。

さきほどの報告の中にありましたが、九州電力株式会社との電力受給契約が12水力発電所中の10発電所において、令和6年3月31日で一応2年契約が終わり、令和8年3月末で長期基本契約が終了するということです。水力発電所による電気は貴重な再生可能エネルギー資源であり、地域の活性化としての切り札としても大きく期待が高まっていると思うし、経済発展とか地域社会の課題解決に大変大きく貢献し得るものだと思っています。ぜひとも地域のために有効的に使っていただくことが一番望ましいのではないかと考えていますが、この長期基

本契約が終わった後の受給契約の在り方についてどのような考えを持っているのか、お聞きします。

**衛藤総務課長** 令和8年度以降の電力の売電の在り方についてお答えします。

九州電力との基本契約が満了する令和8年度以降においては、国の電力システム改革の一環として平成28年度から卸規制が撤廃されているので、地方自治体における契約の基本に従って、原則としては一般競争入札に移行することとなりますが、安定的な健全経営の維持を前提とした上で、企業局は地方公営企業であるので、電力の地産地消や地場産業の育成といった視点を含めた、公募型の契約についても今後あわせて検討したいと考えています。

**福岡委員** 大分県は水力発電事業所が大変多いので、企業誘致するときの一つの売りにもなると思うし、再生可能エネルギーが多いところをいかして企業誘致にもつなげていただきたい。確かに電気事業の収入は大切だとは思いますが、ぜひともそこら辺も含めてよく検討いただくことをお願いします。

**三浦委員長** 事前通告していない委員で質疑はありませんか。

**麻生委員** 事前通告をしていなくて申し訳ありません。

まず、企業局の経営戦略3本の柱、効率的、効果的な経営の実現に向けて御尽力されていること、また安定的なサービスを提供されていることを高く評価し、敬意を表したいと思います。

そこで、3本柱の三つ目、地域社会への貢献、県民福祉の向上に関して質問をします。

企業会計決算書の電気事業の12ページから16ページ並びに工業用水道事業の65ページから67ページに改良工事、保存工事、修繕や委託費について、それぞれ決算報告が上がっています。これに関して大分県中小企業活性化条例に基づく、地場とか中小企業への発注に対する目標額や目標率が設定されていますが、改良工事とか修繕工事、あるいは委託に関して電気、工業用水それぞれに何か特徴があるのではないかなど。後ほどでも構わないので、その目標値

に対する達成状況についてお知らせいただきたい。概要や特徴があれば、ここで報告いただければと思います。詳細は後ほどでも構いません。

これを見てみると、地場中小企業以外の大手企業が東京や大都市圏あるいは福岡九州支店から技術者がメンテナンスに入っている様相が見受けられるわけですが、やはり地域貢献という意味では、支店や営業所が今、大分県からほとんどなくなりつつあるわけです。支店や営業所を維持していくことも地域貢献としては非常に重要なことなので、最悪の場合は代理店、地場の代理店契約を結び付けるような人材育成といった民間ベースでの発想も求められてくるかと思えます。そういう意味での地域貢献について、企業局としての経営戦略の考えをお知らせください。

**衛藤総務課長** 企業局が発注する工事委託等について、県内業者の育成を含めた取組についてお答えします。

手元に県内の発注率、目標に対する達成率等は持ち合わせがないので、その点についてはこの場でお答えしかねるところで、申し訳ありません。

企業局の工事等については、監視制御装置や電気通信機器等の設置、改修等の専門的な特殊技術を必要とする分野が非常に多くあります。そうした中で、その技術的水準を満たす県内企業がない場合には、どうしても県外になりますが、その中でも県内に支店があることを念頭に置きながら指名に努めています。

昨年度の100万円以上の発注124件に対して96件、77.4%が県内業者ですが、発注額ベースで見ると、どうしても大きいものについて県外業者になっている実態もあろうかと思えますが、特に一般的な工事等については、地場企業育成という観点からも県内業者への発注に現在努めています。

**麻生委員** 中小企業活性化条例の目標数値としては86%の指標があったかと認識しています。こういった部分について、企業局としても、特殊専門性の分野が多くありますが、現地に行くまで非常に遠いところが多く、そういう意味で

は大分支店や営業所、もっと言うと東九州支店とか、竹田市や佐伯市でもいいし、そういった支店や営業所に人材が配置されているとより早くサービスを受けられるし、経済の部分でも地域貢献につながるわけですから、そういう意味での3本目の柱、ぜひ毎年一般会計の繰入れだけではなくに、そういった視点も認識して取り組むことを期待して終わります。

**二ノ宮委員** 今の説明を聞いていてちょっと質疑したいと思います。28ページの電気事業剰余金の処分計算書のことです。

2点あって、処分後残高が約4億3,500万円ありますが、なぜ残すのか。そしてこの残金が、次年度予算の中でどういった位置付けになっていくのか。

2点目は地域振興積立金のことです。今年度4億5千万円が積み立てられていますが、令和4年度の利用状況としてどういうものに使用したのか。これは、恐らく一般会計の繰出ししか何かをするのだと思っています。それと利用基準と言うか、繰出金についてどういう事業に充てるなどの基準があるのか。質問の要旨としては、発電所等に関連する市道とか急傾斜とかに本当は充当していただきたいのですが、それも含めてお願いします。

**衛藤総務課長** 1点目の繰越利益剰余金に一部残す理由についてですが、電気事業、工業用水道事業会計共に利益処分にあたっては、まず翌年度の企業債元金の純利益のうち、償還額に相当する額を県債積立金に積み立て、残余については建設改良積立金等に積み立てることで考えています。この繰越利益剰余金を残すのは、さきほど説明の中で若干触れましたが、減災積立金や建設改良積立金を取り崩して、企業債の償還や建設改良資金などの資本的支出に充てた場合には、この相当額が公営企業会計法上、使用後に未処分利益剰余金として振り替えられることになっています。この額については、従前は自動的に資本金に組み入れる仕組みもありました。ちょっと古い話になりますが、地方公営企業の資本制度が平成24年4月に見直されて、組入資本金制度が現在廃止されています。また、

事業の拡大などを行って得た利益ではなく、減債積立金や建設改良積立金に充当した分で現金の裏付けがないので、外部の有識者からなる経営評価委員会の委員の意見等も踏まえて、この分については利益処分を行わずに、今回は繰越利益剰余金として残すこととしました。次年度以降、欠損金が生じた場合には、その補填財源等に充てることで考えています。

それから、2点目の地域振興積立金についてですが、令和4年度においては電気事業会計から一般会計の芸術文化基金に5千万円繰り出しを行いました。この電気事業から繰り出した額は、おおむね松岡太陽光発電所の売電収入に相当する額です。企業局は地方公営企業として独立採算制で事業を営むことが原則とされているので、料金を負担するには例えば、工業用水では工業用水のユーザー等の理解を得ることも必要です。現在は電気事業会計から5千万円、芸術文化基金に繰り出しを行っています。それから令和4年度決算においては、電気事業会計に一定の利益を確保できたので、令和6年度以降に一般会計に繰り出す原資として今回積み立てたいと考えています。

各年度の繰越額やその用途については、今後、企業局の経営状況等を見ながら、また知事部局とも協議しながら検討していきます。

**二ノ宮委員** ありがとうございます。地域振興積立金は、利益を得た分を地域のために還元していただきたい。

例えば、由布市は芹川発電所がありますが、それに行くまでの市道建設費に助成するとか、そういう形ができないかというお願いです。ぜひ検討していただきたいと思います。

**今吉委員** 審査報告の意見書の27ページですが、九州電力の売電契約が令和7年度で終了ということですね。それと経営概況の2ページに電気事業会計に固定価格買取制度があり、令和23年とか令和15年まで継続できる内容になっているが、これは今の九州電力の売電と全然別で、これはこれでちゃんと買取業者がいるということでしょうか。

**衛藤総務課長** 固定価格買取制度は、再生可能

エネルギーの導入を促進するために国が設けた制度で、20年間定められた単価で電力を買い取る制度です。その固定価格買取制度のための費用については、再生可能エネルギーの促進賦課金、いわゆる再エネ賦課金と言っていますが、広く電力利用者の毎月の電気料金から再エネ賦課金を徴収し、その一部に充てられる仕組みです。なので発電開始から20年間、松岡太陽光発電所は令和15年度まで、大野川発電所は令和23年度まで、その額で買取りが補償されています。

**今吉委員** 20年間は電力会社が買い取るわけでしょう、決まった金額で。それと、この九州電力の売電とは全然別になるという考え方なんですよね。

**衛藤総務課長** 固定価格買取制度で認定されている発電所の発電電力に対する売電単価は固定されており、固定価格買取制度で認定されていない発電所の電力に対しての契約は九州電力へ売電しています。

現在では大野川発電所、今リニューアル中の別府発電所を除いた10の水力発電所について、令和4年度と5年度は、九州電力と契約を結んで単価10.63円で売電をしています。固定価格買取制度で認定された水力発電所——現在動いているのは大野川発電所のみですが、それについては別に単価24円で売電をしています。

**太田委員** 30ページの電気事業会計の貸借対照表で、固定資産の部で5番の投資有価証券とありますが、その下に流動資産で有価証券とあります。どういう違いでこれを区分しているのか教えてほしいです。

**衛藤総務課長** 30ページ、固定資産の投資有価証券については現在、債券で運用していて、例えば20年であるとか、国債等を中心に運用しています。流動資産の有価証券は譲渡性預金で短期に運用しているもので、二手に分かれています。

**三浦委員長** ほかに委員で質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

**三浦委員長** これより内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**三浦委員長** それではそのようにします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午前 11時 12分休憩

午後 1時 00分再開

**後藤副委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

**井上病院局長** 病院局長の井上です。委員の皆様におかれては、日頃から病院事業の運営について御理解、御支援をいただき、お礼を申し上げます。

本日は、病院事業に係る決算について御審議いただきますが、よろしく申し上げます。

それでは、決算関係の説明に入ります。

タブレットの資料3-1決算特別委員会資料(病院局)の3ページをお開きください。

令和4年度病院事業の取組状況を記載しています。この主な内容について説明します。

当院は、県民医療の基幹病院として新しい時代に対応した質の高い医療を提供するため、平成31年度から令和4年度までの4年間を対象期間とする第4期中期事業計画を策定し、挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～を基本理念に、地域医療構想を踏まえた当院の果たす役割など五つの柱の下、取組を進めてきました。

まず、(1)の大分県地域医療構想を踏まえた当院の果たす役割については、当院が高度急性期・急性期医療を提供する役割を担う中部医療圏では、今後も入院患者数の増加と周辺医療圏からの患者流入が見込まれるので、これらの患者に対応する役割を担いながら、時代のニーズに対応するよう努めています。

次に、(2)の県民の求める医療機能の充実については、周産期医療では、令和4年7月に出生前診断のためのNIPT(非侵襲性出生前遺伝学検査)の基幹施設の認証を受け、遺伝相談の体制充実に努めています。加えて、手術支援ロボット、ダヴィンチの導入に向けた準備を進め、令和5年8月に1例目のロボット手術を実施しました。

政策医療では、基幹災害拠点病院の防災機能強化として、令和4年5月から電気、水、医療ガスなどの病院インフラ設備の高架化工事を実施し、令和5年6月に浸水対策設備棟が完成しました。また、これまでのコロナ感染症の対応を踏まえ、感染症と感染症以外の一般医療に、より迅速に対応できる体制構築に向け、令和5年1月に職員定数条例を改正し、現在、必要な人員の計画的な確保を進めています。

(3)の良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、様々な取組を進めていますが、令和5年2月に公益財団法人日本医

療機能評価機構から、患者中心の医療を推進しているか、良質な医療を実践しているかなど約90項目の審査を受けた結果、3回目となる認定更新が認められ、医療の質について一定の評価を得ました。

働き方改革の関係では、医師の勤務実態を精査して各診療科部長と話し合いながら、労働基準監督署とも協議を重ねて宿日直許可の取得を進めており、令和6年4月から開始される医師の時間外労働規制に適切に対応します。令和5年度に更新する第3期病院総合情報システムでは、地域の医療機関との連携をよりスムーズにして、断らない医療、待たせない医療などの実現に向けたシステム構築に取り組み、デジタルトランスフォーメーションを推進します。

次に、(4)の地域医療機関等との医療連携については、患者総合支援センターを中心に、入院前には患者や家族が安心して入院生活を送れるよう入院前支援における多職種連携を行い、また、退院後も転院先医療機関にスムーズにつながるよう退院時の転院先医療機関との調整を行うなど、切れ目のない相談や支援体制の充実に努めています。

最後に、(5)の経営基盤の強化については、院内会議で稼働目標の達成状況等を可視化して共有するとともに、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証や評価を実施し、幹部と現場が一体となって経営基盤の強化に取り組んでいます。

収入の確保に向けては、地域の医療機関と連携を深めて紹介患者数を確保し、短い在院日数で高度・専門医療、急性期医療を提供することで、より高い診療報酬を得るように努めています。

一方、経費については昨今の物価高の影響により、薬品や診療材料などの流通価格も高騰しており、同規模病院等との情報交換による薬品の価格交渉、価格の有利な共同購入品の対象となる診療材料を積極的に採用するなどにより、できる限り費用の削減に努めています。なお、令和4年度は第四期計画の最終年度であったため、これまでの成果や令和元年に発生した新型

コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後の課題と取組について検討を行い、令和5年度から8年度までを計画期間とする第五期計画を令和5年3月に策定しました。第五期計画では、基本理念を持続可能な病院を目指してとし、第四期計画までの方針に加えてロボット手術やゲノム医療など新たな医療をさらに展開することとしており、本年第1回定例会の福祉保健生活環境委員会で報告しました。

今後とも、県民の安心・安全を医療面で支えていくとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて一層努めます。

次に、資料5ページをお開きください。

決算状況の概要です。令和4年度は、外来については前年度より患者数が増加しましたが、入院については前年度より減少しています。依然として、新型コロナウイルス感染症の拡大による入院調整や受診控えなどの影響がある中、急性期充実体制加算の新たな算定により入院単価の向上に取り組むとともに、がん化学療法における高額な抗がん剤の使用量の増などにより、医業収益は前年度より増加しました。

一方、医師をはじめとする医療従事者の増員及び人事院勧告による給与費の増、並びに物価高の影響により光熱水費が増加したことなどで医業費用も増加しています。医業収支が前年度に引き続き赤字になるなど、病院経営は厳しい年度となりましたが、コロナ感染症患者の受入対応による空床確保料などの補助金により、最終損益では6億8,800万円の黒字を確保することができました。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。

**大和病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、県立病院の組織及び事業概要について説明します。

タブレットは3-2病院の概況(病院局)をお開きください。紙資料は、青色の表紙の冊子、病院の概況を御用意ください。

タブレットは6ページの左側、紙資料は3ページをお開きください。

病院の組織機構について御説明します。本院

の診療科部は循環器内科部をはじめとする26科部、中央診療部門は放射線科部などの11科部、医療技術部門は薬剤部などの5科部、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、精神医療センターとなっています。

タブレットは9ページの右側、紙資料は6ページをお開きください。

職員の状況として、令和5年4月1日現在の職員数を記載しています。一番上の医師188名のほか医療技術職、看護師、事務職等を合わせた当院の職員総数は1,136名です。

タブレットは18ページの左側、紙資料は15ページをお開きください。

施設の主なものについて説明します。病院本館については、地上10階建てで屋上にはヘリポートを備えています。本館1階及び2階には、各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初期診療室、周産期センターの外来部門、別棟の精神医療センターなどがあります。4階から9階が病棟で、各階ごとに東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

タブレットは右側のページ、紙資料は16ページを御覧ください。

上の表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数6床の県内唯一の感染症専門病棟であり、本館5階東病棟の感染症病床6床とあわせて、この度の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多くの重症患者を受け入れています。なお、本年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、一般病棟個室等において、患者の治療を行っています。

次に、タブレットは29ページの右側のページ、紙資料は26ページを御覧ください。

一番上の表、本院の許可病床数の合計は557床で、内訳としては一般病床が509床、精神病床が36床、感染症病床が12床です。一番下の表、(3)入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。表の一番下の行が令和4年度の数値ですが、一般病床の入院患者延数は14万2,468人、

病床利用率は76.7%、平均在院日数は11.3日となっています。新型コロナウイルス感染症の重症患者受入れなどの影響を受け、一般病床の患者数が前年度より1.4%減少し、病床利用率も1.6ポイント低下しています。

次に、タブレットは30ページの左側、紙資料は27ページをお開きください。

ページ中ほどの(6)外来患者延数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。令和4年度の外来患者延数は20万3,277人、1日の平均診療人数は836.5人となっており、外来については患者数が前年度より増加しています。

病院の概況の説明は以上です。

続いて、令和4年度決算について説明します。

資料3-1決算特別委員会資料(病院局)の6ページをお開きください。

3の決算状況報告について説明します。まず、(1)の決算報告書(収益的収入及び支出)です。上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目の第1項医業収益は185億1,431万4,836円です。その下、第2項医業外収益は23億2,707万1,099円です。その下、第3項特別利益は3,261万3,478円です。以上を合計した病院事業収益の決算額は、一番上の行にある208億7,399万9,413円となっています。

次に、下の表の支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目の第1項医業費用は199億2,281万6,623円です。その下、第2項医業外費用は9,934万603円です。その下、第3項特別損失は229万5,359円です。以上を合計した病院事業費用の決算額は、一番上の行にある200億2,445万2,585円となっています。

次に、資料の7ページをお開きください。

(2)の決算報告書(資本的収入及び支出)です。上の表、収入の部ですが、右から3番目税込決算額の欄、上から2行目の第1項企業債は13億3,200万円です。その下、第2項負担金は2億37万1千円で、これは企業債の

元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。その下、第3項補助金は3, 118万9千円で、これは新型コロナウイルス感染症対策の医療機器購入に係る補助金です。以上を合計した資本的収入の決算額は、一番上の行で15億6, 356万円となっています。

次に下の表の支出の部ですが、右から4番目税込決算額の欄、上から2行目の第1項建設改良費は17億8, 187万4, 940円で、これは医療機器の購入や自家発電設備等浸水対策工事などに要したものです。その下、第2項企業債償還金は6億9, 886万1, 131円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。そのほか、他会計からの借入金償還金1, 957万円を合わせた資本的支出の決算額は、一番上の行にある25億30万6, 071円となっています。

次に、資料8ページを御覧ください。(3)損益計算書について説明します。

まず、医業損益です。入院や外来収益などの1の医業収益は、金額と記載されている中ほどの列の一番上の欄にあるように184億9, 855万1, 410円です。これに対して、給与費や材料費などの2の医業費用は、その下にあるように190億3, 620万4, 659円です。差引きは、一番右の欄にあるように5億3, 765万3, 249円の損失となり、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、前年度に続いて医業損益は赤字を計上しています。

次に、医業外損益は一般会計からの負担金繰入れや、新型コロナウイルス感染症の入院医療機関に対する補助金収入など、3の医業外収益は金額と記載されている中ほどの列の、上から3段目の欄にあるように23億1, 634万536円です。これに対して、企業債の支払利息などの4の医業外費用は、その下11億2, 136万1, 024円となっており、差引きは一番右の欄にあるように11億9, 497万9, 512円の利益となっています。

その結果、医業損益と医業外損益を合わせた経常収支は、一番右の欄の上から3段目6億5, 732万6, 263円の黒字となっています。

次に5の特別利益は、金額と記載されている中ほどの列の下から2段目にあるように3, 261万3, 478円となっており、その下6の特別損失229万5, 359円との差引きは、一番右の欄にあるように3, 031万8, 119円の利益となっています。

以上により、一番右の欄の下から3段目にある当年度純利益は6億8, 764万4, 382円となり、前年度繰越利益剰余金48億1, 030万5, 863円を加えた当年度未処分利益剰余金は54億9, 795万245円となりました。

次に、資料9ページを御覧ください。剰余金処分計算書(案)について説明します。

大きく2点あります。1点目は、一番右の欄の未処分利益剰余金54億9, 795万245円のうち、その2段下になりますが3億3, 118万6, 376円を、令和5年度の企業債償還のための減債積立金に積み立てるものです。

2点目は、一番上の段にある当年度末残高欄の右から2列目の資本剰余金合計7億8, 970万4, 379円のうち、3段下になりますが2億8, 888万2, 607円を未処分利益剰余金へ振り替えるもので、これは過去に行った除却資産に係る会計処理をより適正な形に修正するためのものです。

**後藤副委員長** 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

**長谷尾代表監査委員** 令和4年度大分県病院事業会計決算に係る審査について説明します。

資料番号4番、令和4年度大分県公営企業会計決算審査意見書の7ページをお開きください。

第1審査の概要ですが、午前中に説明した企業局の各事業会計と同様なので省略します。

次に、第2審査の結果についてです。決算書その他決算関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であることが認められました。また、予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

11ページをお開きください。

1審査意見の(1)経営成績及び財政状態で

すが、病院事業は収支の黒字を継続し、収益性及び短期長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態共におおむね健全であると考えられます。

次に、(2) 総合意見についてですが、令和4年度は基幹病院としての機能維持、向上を図るため、職員定数の拡大や浸水被害に備えた非常用自家発電設備等の高所への設置工事を行いました。さらに業務の効率化等に向け、第3期病院総合情報システムの設計を開始しました。

経営成績を見ると、入院患者数は前年度より減少したものの、外来患者数はおおむね令和元年度以前の水準に回復しており、医業収益は前年度より増加しました。一方で、医業費用は給与費の増等により増加しており、医業損益の赤字が前年度より拡大したことに留意が必要です。

また、新型コロナウイルスが感染症法上5類へ移行されることにより、空床確保料等の補助制度が終了見込みであることを踏まえ、入院患者数を新型コロナ流行前の水準に回復させるための努力がより一層求められます。なお、未処分利益剰余金の処分については、令和5年度に一部を減債積立金に積み立てる予定となっておりますが、将来的な大規模改修等に備えた建設改良積立金への積立てを検討することが望まれます。

これらの取組を通じ、持続可能な病院運営に邁進するよう要請しました。

**後藤副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**守永委員** 1点、新型コロナウイルス感染症の経営上の影響についてお尋ねします。

決算特別委員会資料(病院局)の13ページに、平成30年度から令和4年度にかけての比較損益計算書が示されています。コロナ禍の支援対策等の収入がここに含まれていると思いますが、令和4年度大分県公営企業会計決算審査

意見書の18ページでも医業損益と医業外損益についての状況が記述されています。感染症対策で入院治療体制の確保のために病床稼働率が低くなった収益減少分を一定程度カバーできた状況であったのか、また、緊急的な対応の中で人員確保など様々な困難に直面されたと思いますが、今後の県立病院としての体制整備の在り方として重視すべきことをどのように考えているのか、伺います。

特に人員については定数増を議決しましたが、現状として定数の確保ができているのか、あわせて伺います。

**立脇総務経営課長** 新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、当院では最大20床の受入病床を確保しましたが、感染患者の入院を受け入れるため、一般病床の一部を休止せざるを得ない状況が生じました。病床の確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症入院医療機関等体制整備事業費として、感染患者が入院する病床とそのために休止する病床に対して補助金が交付されています。

仮に、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった場合の病床利用率が令和4年度当初予算で計上した83%と想定すると、実際の病床利用率77%との差が減収となりますが、減収分のおおむね80%が病床確保の補助金でカバーされたものと推定されます。

また今後については、感染症と感染症以外の一般医療に迅速に対応する体制整備が必要と考えており、昨年度の定例会で定数条例を改正し、職員定数を増員しました。増員した定数分の人員確保に向けて、看護師については3年計画で採用する予定としており、増員する35人中11人を今年度既に採用しています。残りの人員については、来年度までの採用試験で確保する予定です。

**守永委員** 8割がカバーされたということで、100%ではない部分はいかんともし難いところだと思います。そういった中で職員がかなりストレスを感じたり疲弊することもあったと思うので、緊急時や日常時にどういう体制であれば伸び伸びと笑顔で働ける環境を保てるか、早

急に検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

**吉村委員** 守永委員の質疑と重なるところもあると思いますが、よろしくをお願いします。

患者に対して良質な医療を提供するため、人材の確保が必要なことは言うまでもありません。ただ、近年、いろんな業種において人材不足が表面化しており、そんな中で、地元出身者の確保なども含めU I J ターンの取組なども様々な形で行われていますが、多分医療現場においても同じような状況があると思います。

そういう中で、この県立病院において、大分大学の卒業生が何人いるのか、そして、県内出身者が何人いるのかを伺いたと思います。あわせて、さきほど言ったように人材不足の中で定数条例の改正もあったようですが、医師、薬剤師、看護師の不足がどういう状況になっているのか。それから、人材確保のための待遇改善や奨学金制度などについて、また医師については、県外大学の医学部への情報発信やその意向調査の状況について伺います。

また最近言われているのが、薬剤師不足の中で、潜在薬剤師——実際に免許は保有しているが、働いていない薬剤師の掘り起こしなどについて、どのような対策を取られているのか伺います。

**立脇総務経営課長** まず、医師108人の中で大分大学の卒業生は53人であり、約半数を占めています。また、県内出身者の人数については、採用時に確認するのが最終学歴のみであることから正確には把握できていません。

次に、医師、薬剤師、看護師の状況についてですが、いずれの職員についても定数を満たしており、医師及び薬剤師については過去5年を見ると増加しています。具体的には、非常勤医師も含めた医師全体の人数は、令和元年度が162人、令和5年度が188人で26人増加しています。薬剤師については、令和元年度が24人、令和5年度は28人で4人増加しています。看護師については、昨年度の定例会で職員定数を35人増員しています。

また処遇改善については、看護師等の職員確

保のために診療報酬改定に伴う処遇改善を行っており、給料の調整額を増額しています。潜在薬剤師の掘り起こしなどについても、院内の職員等を通じて出身大学や知り合いの薬剤師に声かけ等をして、できるだけ幅広く集めています。

**吉村委員** ありがとうございました。様々な形で職員の確保もしているし、待遇改善もしているので、患者はもちろん、働く人にとっても本当に働きやすい職場を目指して、離職率の少ない職場であってほしいと思います。今後ともそういう働きがいのある職場づくりに向けて、努力していただければと思います。よろしくをお願いします。

**猿渡委員** 2点質疑したいと思います。

まず、医療スタッフの時間外勤務についてです。過労死ラインの月80時間超えの医師や看護師などの状況はどうでしょうか。また、月100時間超えの状況についても御説明ください。

2点目は、入札参加資格にインボイスの登録を求めるかを慎重に検討するとこれまで言われてきましたが、10月からインボイス制度がスタートして、検討した結果どのように対応しているのか御答弁ください。

**立脇総務経営課長** まず、医療スタッフの時間外勤務についてお答えします。

令和4年度に県立病院で勤務した全医師209人中、過労死ラインの月80時間超えの医師は実人数で79人、延べ人数で296人となっています。このうち、100時間超えの医師は実人数で28人、延べ人数で80人となっています。なお、看護師で月80時間を超える職員はいませんでした。

当院では、病院全体の医師の負担軽減を図るため、一定の診療報酬を行うことができる特定医療行為看護師の養成や医師事務の作業補助を行う医療秘書など、他職種へのタスクシフトを推進しています。また、手術や緊急処置などでやむを得ず月80時間を超えた場合も、それが翌月に連続しないよう各診療科部長に配慮をお願いしています。

**渋谷会計管理課長** インボイスの登録についてお答えします。

入札参加資格にインボイスの登録を要件とすることについては、昨年10月に総務省から適当ではないとの考えが示されました。病院局としても、入札参加資格にインボイスの登録を求めることはありません。

**猿渡委員** ありがとうございます。今、月80時間超えが79人、延べ人数が296人で、うち月100時間超えが28人、延べ人数が80人という答弁でしたが、これは本当に深刻で大変な状況だと思うんですね。時間外勤務が月80時間を超えることは、一般企業でもあってはいけないことですが、医師がそういう状況であることは、医療ミスなどがあっては困るので早く解消しなければならないと思います。

さきほども話があったように、条例改正により職員定数を増やしていますが、看護師35人に対して医師は1人だったと思うんですね。ですから、やはり医師も増やしていく必要があると思うし、今の状況を聞くと早急に対応する必要があると思います。また、デジタル化や業務の効率化なども行っていくということですが、そのことによって長時間勤務がある程度解消されると考えているのか、その辺を含めて御答弁ください。

**井上病院局長** 医師の時間外労働に関する質疑ですが、医師の職員定数が1人しか増員していないことに関して、これは感染症専門の医師1人を想定したものです。

医師の時間外労働をできるだけ減らすために医師の定数を増やすことに関してですが、時間外労働の概念を医師が持ち始めたのは本当にこの1、2年で、やっと私や診療科の部長も含めて、部下に労働時間を念頭に置きながら働くように指導を始めたばかりです。したがって、タスクシフトしたり、連続して80時間を超えないように交代させたり、いろんなことを工夫しながら、そういう文化をつくっていきたく思います。定数をどんどん増やして医師を増やすという考えは、一方では必要ですが、実際にそれだけの定数を増やしてどこから人材を確保するかといった場合に、医師を養成している大学でもそれだけの数を一遍に出すことは不可能な

状況です。

したがって、病院の集約化とかいろんな形が重なって、医師の再配置が少しずつ起こってくると思います。そういった状況や労働時間を考慮しながら、定数を考えていくべきではないかと考えています。

**後藤副委員長** ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

**高橋委員** 決算特別委員会資料（病院局）10ページの4個人医業未収金の状況についてですが、令和5年3月末で約1億2,300万円の未収金となっています。私も日頃から県立病院を利用していますが、会計のときに窓口で整理番号を書いた小さな紙をもらうんですね。その番号が表示されたら自動精算機のところに行って支払を済ませるのが一般的です。その自動精算機で支払をせずにそのまま帰る方がいるのかなと思いますが、これだけの未収金がある原因は何かということ。

昨今、医療費もかなり増加しているし、どういう理由でこれだけの未収金が発生するのかと、その回収策として平日に職員が訪問して催促に回ったり、場合によっては休日訪問することはかなりの負担になると思います。そういうことも含め、今後、医療を受けた方からその分のお金をしっかり回収していかなければいけないと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

**於久医事・相談課長** 未収金についての質疑にお答えします。

未収金の発生理由ですが、主に入院患者が多くなりますが、そのほとんどが退院時の支払が難しいということです。経済的に難しい方が一定程度います。ですから、そういった患者については丁寧に納付相談を行って、例えば分割にするとか、少し支払を猶予するとかで対応しています。それでも少し未収金は残っていますが、その中には分割納入者の不足分も含まれています。

未収金回収の取組についてですが、未収金担当の専任職員を置いており、毎日、訪問徴収に出かけています。それ以外にも、週1回になりますが、日中いない方も多いので夜間に電話で

督促したり、月1回休日に訪問したり、そういったことできめ細かに対応しています。

**高橋委員** ありがとうございます。今のように物価が全体的に上がっている中で、特に年金だけの高齢者にとっては医療費にお金を割けない方が増えてくると、医療を受ける方が少なくなって、健康寿命日本一の大分県からだんだん遠ざかっていく気がします。よって、そこら辺の対策もあわせてお願いしたいのと、さきほど言った職員の負担にならない程度に回収対策をよろしくをお願いします。

**澤田委員** 事前通告していませんが、決算特別委員会資料（病院局）3ページの（2）県民の求める医療機能の充実のところでお聞きます。

今回、手術支援ロボットのダヴィンチを導入し、8月に1件ロボット手術を実施したと書いてありますが、具体的にどういった手術をされたのか。これは保険点数が大体7万点前後だったと思いますが、せっかくすばらしい機械が入っているの、これを活用して今後どのように県立病院で運用していくのか、お伺いします。

それと関連ですが、3ページの（3）良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応のところ、さきほどから人材不足の話があって、やはり実際に人材を増やすのはなかなか難しいと思うので、ICTなどのシステムを活用して、いかに職員の負担を軽減できるかがこれから重要になってくると私は思っています。

例えば、患者を搬送するときに職員が同行することもよく聞きますが、それだけで看護師が一人取られるので現場が混乱すると思うし、また検温であったり、そういった情報の収集に看護師が歩いて回っていくのも非常に労力があることだと思います。

したがって、患者がタブレットに自分で情報を入力することなども一つ活用できるのかなと思います。今後、県立病院でそういったICTやクラウドを活用して職員の負担軽減を図っていく計画がもしあれば教えていただきたいです。

**佐藤病院長** まず、1点目の質疑にお答えします。ロボット手術は、委員がおっしゃるように

1例目を実施しましたが、現在はこの時期から大体週に2例程度、泌尿器科の患者の手術に運用しています。実際には、ロボットを導入する時点から、ロボット手術の保険診療の対象になるもの、保険外として取り組むべきものを各診療科も把握しており、その中で実現可能な診療科や手術名をリストアップしています。恐らく順番としては、まだこれは正式ではありませんが、婦人科、呼吸器外科、消化器外科などが次の候補として手術名も具体的に決まっています。

ただ、この分野は委員も御存じのように、各学会などがその医療行為をしてよいという許可条件をかなり厳しく設けているので、施行者がまず大学から指導者を派遣してもらい、何例か手術数を踏んだ後に許可を得る手続があるので、機器が入ったから手術を開始できるというのではなく、徐々に膨らませていく必要があります。そのタイムスケジュールもいろいろ考えているので、ここ1、2年でかなりの診療科に広がっていくのではないかと思います。

保険点数の話がありましたが、増収についてももちろん念頭にありますが、それとともに、現代の高度先進医療への県立病院としての対応や、今後これが主流になっていく手術であることは間違いないので、学生や若いドクターの研修も見据えています。そういう方向で広げたいと考えています。

2点目のITの活用についての質問です。まだ断片的ですが、医療そのもののDX化については、常に職員は念頭に置いています。どこから手が付けられるかということで、病院として今具体的に話があるのは、患者の搬送システムの中に、例えば救急車内と病院内、搬送元をITでつないで、電話でのやり取りから入力の方に置き換えて効率化を図ることなどがあります。それから、委員がさきほど言われた患者が来院時に、もっと将来的には来院前からタブレットでそういう情報をこちらに送っていただくことで、効率化やこちらの事前の判断につなげていければと考えています。

現在動いている制度として、臼杵市で行われている医療連携ネットワークがあります。それ

から、大分大学が今広めようとしているネットワークも十分活用して、県立病院がネットワークを回すのではなく、そういう既存のネットワークをつないで、セキュリティにも配慮しながら、効率化の下でIT化を進めていく話合いは常々持っています。

**井上病院局長** 追加させてください。手術支援ロボットのダヴィンチを導入した本当の一番の目的は、患者に低侵襲の手術を提供したい思いと、もう一つは医師の果敢なる挑戦です。先進技術に関しての挑戦を続けるモチベーションを高く持ってほしいと思っています。そのことが、ひいては次の医療につながると考えています。大変高額な機械で、保険診療の点数から見ても週2例ではとても追いつかないくらい高額ですが、これは県民にとっても、県立病院で働く医師、看護師、全ての医療職にとっても非常に大切なものだと考えています。

それから、ITを進めることで人手不足を補えないかという質問に関しては、医療は非常に手間のかかる部分で人でないとどうしてもできないところがあります。したがって、手間をかけなくていい部分とかける部分をより鮮明に分けて、手間をかけなくていい部分をいかにICTで補うかに尽きると思っているのです、その切り分けをしながら、さきほど病院長が申し上げたことをやっていきたいと考えています。

**澤田委員** 地域から慕われる県立病院だと思っており、特にダヴィンチに関しては本当に素晴らしい機械だと思っています。ぜひ活用を進めて、モチベーションを上げていただければと思うので、よろしくをお願いします。

**後藤副委員長** ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員、病院局、委員外議員退室〕

**後藤副委員長** これより内部協議に入ります。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それではそのようにします。

以上で病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

**後藤副委員長** これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔かつ明瞭をお願いします。

**渡辺会計管理者** 本日から、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算について審査いただきますが、これに先立って全体の概要について説明します。

それではタブレットの資料番号5番、大分県歳入歳出決算概要（資料1）により説明します。タブレットの画面右下に青い通知ボタンが出たら、タッチしてください。

資料3ページをお開きください。

令和4年度歳入歳出決算の総括表です。まず、一般会計についてです。決算額は左から3列目の歳入総額（A）が7,788億5,413万

8, 298円、その右の歳出総額（B）が7, 432億874万2, 554円となっています。

この歳入総額（A）から歳出総額（B）を差し引いた額は、その右にある歳入歳出差引額（C）欄の356億4, 539万5, 744円となっており、これが形式収支となります。この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれているので、その二つ右側にある繰越財源額（D）の欄268億898万1, 740円を控除したものが、一番右の実質収支額（C）－（D）で88億3, 641万4, 004円となっています。

資料の10ページをお開き願います。

一般会計決算のこれまでの推移について説明します。①歳入決算額・歳出決算額の棒グラフは、平成30年度から令和4年度までの5年間の一般会計の決算額推移を表したもので、白抜きが歳入、網掛けが歳出となっています。

その一番右が令和4年度の決算額であり、さきほど説明したとおり、歳入は7, 788億5, 400万円で、数字横の破線枠囲みに記載しているように、前年度に比べ176億4, 400万円、率にして2.2%の減となっています。

歳出は7, 432億900万円で、横の枠囲みにあるように227億2, 300万円、率にして3.0%の減となっています。また、歳入と歳出の差し引き額である形式収支は、グラフの上の枠囲みに記載のとおり356億4, 500万円です。

次に、右上の②のグラフを御覧ください。形式収支と繰越財源額の推移を示したものです。白抜きが形式収支、網掛けが翌年度への繰越財源額で、この差が当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を表す実質収支額となります。令和4年度の実質収支額は88億3, 600万円の黒字となっています。

その下の③のグラフは、実質収支額と単年度収支額の推移を示したものです。白抜きが実質収支額、その右の網掛けは前年度の実質収支額との差で単年度収支額を表します。実質収支は以前からの収支の累積なので、その影響を控除した、当該年度だけの収支を表す単年度収支は

令和4年度は39億1, 600万円の黒字となっています。

恐れ入ります。資料の3ページにお戻り願います。

次に、特別会計について説明します。上から3行目、11ある特別会計の決算額の合計額ですが、左から3列目の歳入総額（A）は2, 691億5, 458万2, 161円、その右の歳出総額（B）は2, 660億2, 539万600円です。歳入総額（A）から歳出総額（B）を差し引いた形式収支額（C）は31億2, 919万1, 561円となっています。

この額から、二つ右の繰越財源額欄（D）の2億4, 882万円を控除した実質収支額（C）－（D）は、一番右の欄の28億8, 037万1, 561円の黒字となっています。

次に、資料の4ページをお開きください。

一般会計歳入決算額調です。この表は歳入における県税から県債までの15の款ごとの内訳を表したものです。左から3列目の調定額（B）、これは収入することを決定した額で、一番下の合計欄にあるように7, 803億4, 806万7, 128円となっています。この調定額に対して、その右の収入済額（C）の合計は7, 788億5, 413万8, 298円となっており、調定額に対する収入済額の割合、収入率（C）／（B）は右のから5列目、一番下の欄にあるように99.81%となっています。

次に、収入済額のうち前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。右から3列目の対前年度比較欄を御覧ください。二段書きの下の段です。

まず、増額の大きなものは一番上の県税が125億2, 840万9, 626円の増です。また、下から四つ目の繰越金が74億2, 241万8, 197円の増となっています。県税については、原油等の価格上昇及び為替円安の影響やコロナ禍からの経済回復に伴う企業業績改善等によるものです。また、繰越金については災害関連事業に伴う前年度からの繰越事業費の増加等によるものです。

一方、減額の大きなものとしては下から二つ

目の県債が、臨時財政対策債の新規発行の減などにより233億3千万円の減、その六つ上の国庫支出金が営業時間短縮要請協力金の終了等に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少等により90億8,933万2,701円の減となっています。

次に、左から5列目にある不納欠損額(D)ですが、一番下の合計欄にあるように9,967万7,371円となっており、その主なものは一番上の県税7,860万8,013円で、時効の完成などによるものです。

また、不納欠損額(D)の右隣に記載してある収入未済額(B) - (C) - (D) + (E)ですが、一番下の合計欄にあるように14億95万5,860円で、その主なものは県税の8億400万1,818円で、個人県民税などの滞納などによるものです。なお、県税については収入率が99.40%となっており、昨年度の98.93%より0.47ポイント上昇して過去最高となっています。

次に、資料の5ページをお開きください。

令和4年度一般会計歳出決算額調です。この表は、歳出における議会費から予備費までの14の款ごとの内訳を示したものです。左から3列目の支出済額(B)が決算額となります。一番下の合計欄のとおり7,432億874万2,554円です。

支出済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。右から2列目の対前年度比較の欄を御覧ください。二段書きの下段です。まず、増額の大きなものは下から三つ目、諸支出金が54億4,832万9,347円の増、また上から五つ目の保健環境費が38億4,699万6,453円の増となっています。これらは、地方消費税の増収に伴う清算金や新型コロナウイルス感染症に伴う医療費の公費負担の増などによるものです。

また、減額の大きなものとしては上から三つ目の総務費が、おおいた元気創出基金等への積立金の減などにより81億6,231万5,949円の減、その五つ下の商工費は新型コロナウイルス感染防止対策に関する営業時間短縮要

請協力金給付事業の終了等により71億463万7,960円の減となっています。

次に、表の中央の翌年度繰越額(C)ですが繰越明許費が一番下の合計886億2,275万2,200円、その右の事故繰越しが49億9,840万2千円となっています。繰越額の主なものは土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、これは国の補正予算の受入れなどによるものです。

その右隣の列の不用額(A) - (B) - (C)は、一番下の合計欄382億1,928万1,336円で、その主なものは上から五つ目の保健環境費やその三つ下の商工費などです。これは事業費が見込みを下回ったことなどによるものです。以上が一般会計です。

続いて特別会計の決算について説明します。資料の6ページをお開きください。

令和4年度特別会計歳入決算額調です。この表は11ある特別会計ごとの歳入決算額を表したものです。左から3列目の調定額(B)は、一番下の合計欄にあるように2,706億8,824万7,425円です。これに対し、その右の収入済額(C)は2,691億5,458万2,161円です。調定額(B)に対する収入済額(C)の割合、収入率(C) / (B)は右から3列目の一番下の欄にあるように99.43%となっています。左から5列目の不納欠損額(D)は、港湾施設整備事業特別会計の23万4,570円で、その内容は時効の完成によるものです。

その右の収入未済額(B) - (C) - (D)は、一番下の合計が15億3,343万694円で、その主なものは上から五つ目の中小企業設備導入資金特別会計の8億9,950万1,504円と下から二つ目の用品調達特別会計5億1,934万4,364円ですが、用品調達特別会計については年度末に行うべき減額調定の事務処理が漏れたものであり、大変申し訳ありませんでした。実際には収入未済額はなく、県の収入に影響するものではありませんが、詳細は後ほど部局別審査にて説明します。

資料の7ページをお開きください。

令和4年度特別会計歳出決算額調です。この表は11ある特別会計ごとの歳出決算額を表したものです。特別会計の歳出決算額は左から3列目の支出済額（B）で、一番下の合計2,660億2,539万600円となっています。

その右の翌年度繰越額（C）は、繰越明許費のみで一番下の合計23億1,955万9千円です。この内訳は、まず下から三つ目の港湾施設整備事業特別会計が19億1,682万円で、工事に係る不測の対応や関係者等との協議、調整に日数を要したものです。その下の用品調達特別会計が4億273万9千円で、これは繰越し事業に係る用品調達によるものです。

また、右から4列目の不用額（A）－（B）－（C）は、一番下の合計で17億1,388万5,400円となっています。その主なものは、上から七つ目の林業・木材産業改善資金特別会計が6億7,378万4,085円、その下の沿岸漁業改善資金特別会計が4億7,927万3,666円などです。これら不用額は、翌年度にそれぞれ繰り越されます。以上が特別会計です。

続いて、資料の8ページをお開きください。

令和4年度一般会計歳入財源別分類表です。この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したものです。4年度決算額（A）のうち自主財源は、中ほどの小計欄にあるように3,326億9,098万8千円、その右の構成比は42.72%で、右側にある3年度の39.19%から増加しています。依存財源は、下の小計欄にあるように4,461億6,315万円、その右の構成比は57.28%で、3年度の60.81%から低下しています。

次に、資料の9ページをお開きください。

令和4年度一般会計歳出性質別分類表です。この表は、歳出決算額の性質を義務的経費、投資的経費、その他の三つに区分しています。4年度決算額（A）欄のうち、まず1義務的経費については2,416億8,190万1千円、その右の構成比は32.52%となっており、これを右側にある3年度の決算と比較すると、右から2列目の増減額（A）－（B）にあるよ

うに9億336万9千円、率にして0.37%の減となっています。これは、人件費の減によるものです。

次に、中ほどの2投資的経費は1,556億8,992万7千円、その右の構成比は20.95%で、前年度より77億3,373万8千円、率にして4.73%の減となっています。これは普通建設事業費、災害復旧事業費共に減少したことによるものです。

3その他は3,458億3,691万5千円、その右の構成比は46.53%で、前年度より140億8,563万円、率にして3.91%の減となっています。これは、補助費等や積立金等が減少したことによるものです。

以上で、令和4年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。詳細については、各担当部局から説明させます。審査のほど、よろしくお祈いします。

**後藤副委員長** 次に、決算審査の結果について監査委員の説明を求めます。

**長谷尾代表監査委員** 令和4年度の大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について説明します。資料番号15番の3ページをお開き願います。

この意見書は、地方自治法第233条第2項など関係法令の規定に基づき、本年7月28日に知事から監査委員の審査に付された令和4年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類、並びに資金不足比率及び書類について審査を行い、その結果を8月21日に知事に提出したものです。

11ページをお開きください。

最初に大分県歳入歳出決算審査意見書について説明します。第1章審査の概要、第1審査の基準ですが、審査は大分県監査委員監査基準に準拠して実施しました。

次に第2審査の対象ですが、大分県一般会計及び大分県公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に第3審査の方法等ですが、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正

かつ効率的に執行されているかなど、記載の4点を主眼として、関係証書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査を実施しました。

第2章の第1審査の結果ですが、審査した限りにおいて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は関係証書類等と合致し、正確であると認められました。

12ページをお開きください。

予算の執行等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されていると認められました。次に、第2決算の状況ですが、さきほど会計管理者から説明があったので省略します。

続いて、資料の13ページをお開きください。

第3章審査意見ですが、一般会計、特別会計共に実質収支は黒字となりました。財政の健全性を示す各指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳出の社会保障費関係費等が増加し、歳入の地方交付税等が減少したため、前年度から5.0ポイント上昇し92.1%となりました。これは令和3年度において、新型コロナウイルス感染症等への対応のため、地方交付税等が大幅に増額されたことが主な要因です。また、一般会計等が将来負担すべき負債等の割合を示す将来負担比率は、県債残高は減少したものの、将来にわたる公債費に係る交付税算入見込額が減少したこと、加えて地方交付税等が減少したことなどにより、前年度から3.9ポイント上昇しました。

14ページをお開きください。

県債残高は強靱な県土づくりを進める中、臨時財政対策債の新規発行が減少したことなどにより、実質的な県債残高は約48億円減少しており、行財政改革推進計画の目標額である6,500億円を大幅に下回っています。財政調整用基金の残高も、県税収入の増等により12億円増加し、目標の330億円を上回る332億円を2年前倒しで達成しています。

今後とも、ポストコロナにおける社会経済の再活性化や地方創生の推進、災害に強い県土づくり、DXや先端技術への挑戦など行政需要の

さらなる増大が予想されます。については、次の五つの事項に十分留意し、限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう期待します。

まず第1点目は、行財政改革の推進についてです。近年の相次ぐ大規模災害に加え、エネルギーをはじめとした原材料価格の高騰、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増大、公共施設等の老朽化への対応など、財政環境は厳しく予断を許しません。一方、経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針において、新型コロナの感染症法上5類への移行により、地方財政の歳出構造について平時に戻すとの方針が示されています。

このため国の動向も注視しながら、最小の経費で最大の事業効果を挙げられるよう、常に事務事業の検証を行うとともに、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、常在行革の心構えで、引き続き行財政運営の効率化と健全化に努めるよう要請しました。

第2点目は、DXの推進等についてです。本県では、令和4年に大分県DX推進戦略を策定し、暮らしや産業、行政など、あらゆる分野の施策推進にDXの視点を取り入れています。特に行政分野では、行政手続の電子化や建設現場でのICT活用など多方面で導入しており、今後ともDXの推進により行政の高度化や業務の効率化につなげるよう要請しました。

第3点目は、資産マネジメントの強化についてです。県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は年々進行しており、その多くが大規模改修や更新の時期を迎えています。このため、大分県公共施設等総合管理指針に基づき、適切な維持管理を行うことにより、財政負担の軽減と平準化に努めるよう要請しました。

15ページをお開きください。

第4点目は、収入未済の解消についてです。一般会計及び特別会計の収入未済額は合計29億3,438万円余りで、前年度に比べ3億8,136万円余り増加しています。このうち一般会計については、県税が徴収強化に努めてきたこと等により大幅減となったことから、前年度

に比べ1億3,317万円余り減少しています。一方、特別会計は前年度に比べ5億1,453万円余り増加していますが、これは用品調達特別会計において年度末に行なうべき減額調定処理の遺漏が5億1,934万円余りあったことから、この額を除いた一般会計及び特別会計の実質的な収入未済額は1億3,798万円余り減少しています。引き続き、公平な負担と自主財源確保の観点から、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努めるよう要請しました。

第5点目は、財務事務の執行についてです。定期監査等において、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適切な処理が行われていました。是正や改善の必要性が認められた事例の主な要因として、財務事務に関する基本的な知識や習熟度の不足、班総括をはじめとした所属全体のチェック体制や過去に改善を指摘された事項に係る担当者間での引継ぎが不十分であったことなどが考えられます。このため、各所属のリスク発現事例の着実な共有や班総括向けの会計研修の充実などにより、内部統制機能の強化を図るよう要請しました。

歳入歳出決算に係る審査意見は以上のとおりです。なお、17ページから99ページにかけては、第4章決算の概要として個別の決算状況を記載していますが、説明を省略します。

次に、103ページをお開きください。

基金運用状況についての審査意見です。第2審査の対象は、大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の二つの基金です。第3審査の方法等は、基金運用状況書の計数は正確で、関係証書類と合致しているかなど、記載の3点に主眼を置いて慎重に審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、両基金とも審査した限りにおいて、運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

第3章審査意見ですが、引き続きそれぞれの設置目的に沿った有効な活用に努めるよう要請しました。

次に、107ページをお開きください。

健全化判断比率についての審査意見です。第2審査の対象は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。第3審査の方法等ですが、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点に主眼を置いて関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、審査に付された書類はいずれも法令に適合し、かつ適正であると認められました。

次に第3章審査意見ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも赤字が生じていないことから算定されず、また実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化の基準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に、111ページをお開きください。

資金不足比率についての審査意見です。第2審査の対象は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。第3審査の方法等は、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかなど、記載の2点を主眼として慎重に審査を行いました。

次に第2章審査の結果ですが、大分県病院事業会計など六つの企業会計について、審査に付された書類はいずれも法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

次に、第3章審査意見です。いずれの会計も資金不足比率は算定されなかったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

**後藤副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

**麻生委員** ただいまの監査委員事務局の説明、監査の関係で審査意見書の16ページに再発防止の不徹底について(1)、(2)の指摘があ

りました。

確か毎年、監査委員事務局から指摘事項があったら、次年度に改善状況等も必ず報告されていたかと思えます。にもかかわらず、(1)については、令和元年度に指摘していたのに同じことが繰り返されている。これは重要な問題だと思います。監査委員事務局及び監査委員の存在価値そのものにも影響する課題なので、その辺について再度その後の取組とか、どのような形に改善されているのか答弁を求めます。

**長谷尾代表監査委員** 麻生委員のおっしゃるように、私も大変重要なことだと認識しています。

例えば最初の段階の場合は、注意事項——上から2段階目の注意としてやっていますが、2回目と同じことをやると指摘事項として、これは直接、所属長を監査委員4人の前に呼び出して、嚴重注意をすることになります。

原因については、さきほど少し文面で申しましたが、やはり引継ぎが不十分なことが第一に挙げられると思います。令和2年度から内部統制制度が地方自治法の改正によって導入されましたが、我々はこの内部統制制度を転ばぬ先の杖と言うか、目の前の何歩か先に落とし穴があるときに、落ちるなよとして内部牽制をやるわけです。そのやり方としては、チェックシートのようなものを設けて、こういったときにこうなるといったことを各所属で作っています。

全体の大綱については、総務部の行政企画課で大きなひな形を示して、いろんな所属で作らせていますが、その辺の改善を強く促すとともに、さきほど申したように指摘事項として所属長を直接呼びます。当然県報にも掲載しますが、そういったことを通じて、再び起こすことのないよう注意喚起をしています。

**麻生委員** これは本当に重要な問題だし、私も監査委員の経験があるので、前年度の指摘事項の改善状況等については、各所属で最初に報告をいただいていたと思えます。にもかかわらず、こういうことが起こっているのは、本当に最近気が緩んでいるのではないかなど。そういった御指摘を県民の皆さんからいただくこともあり、そういった案件が他にもいろいろあるので、な

おさらこういった部分をしっかりチェックしていただくことを要望します。

**後藤副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れ様でした。

〔監査委員、監査委員事務局退室〕

**後藤副委員長** これより会計管理局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

**渡辺会計管理局長** それでは、会計管理局の令和4年度決算について説明します。タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチをお願いします。

タブレットの資料10番、一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明します。309ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額は、上段の表の左から4列目、支出済額の一番下の行の歳出合計ですが11億5,747万914円です。その下の表の用品調達特別会計の歳出決算額は、同じく表の左から4列目、支出済額の一番下の歳出合計17億2,759万7,147円です。

続いて、311ページを御覧ください。

会計課について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額が2億4,206万6,356円で、会計課及び審査・指導室の職員34人分の給与費です。下

の表の第6目会計管理費は、決算額が2億6,880万8,310円で、会計事務の指導や財務会計システムの開発等に要した経費です。

次の312ページを御覧ください。

用度管財課分について説明します。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額が2億2,221万8,231円で、職員31人分の給与費です。下の表、第6目会計管理費は決算額が1億924万7,875円で、本庁集中管理車の管理などに要した経費です。

次の313ページを御覧ください。

第7目財産管理費は、決算額が2億7,291万2,203円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。下の表、第8目県庁舎別館及振興局費は、決算額が4,221万7,939円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

次の314ページを御覧ください。

用品調達特別会計について説明します。この特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物の調達事務を一元化して効率的に行うために設けているものです。

第1款用品調達費第1項用品調達費第1目用品総務費の決算額102万927円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、第2目用品費の決算額17億2,657万6,220円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

続いて資料9番、決算附属調書を御覧ください。不用額及び収入未済額の主なものについて説明します。31ページを御覧ください。

不用額について説明します。科目欄の総務費、総務管理費の6番目の目にある財産管理費2,329万6,700円は、主に県庁舎本館及び新館の電気料金が見込みを下回ったことによるものです。

次に、90ページを御覧ください。

特別会計の不用額について説明します。一番下にある用品調達特別会計の用品費2億5,318万780円は、各所属からの用品要求が見込みを下回ったことによるものです。

次に、94ページを御覧ください。

科目欄の4行目、用品調達特別会計の収入未済について説明します。この特別会計は、年間6千件以上ある各所属からの用品要求について1件1件調定を行うことは困難なことから、年度当初に予算総額で一括して調定を行い、その後、個別システムにより内訳書を作成して処理をすることとしています。

このため、各所属からの公金振替による収入の総額に合わせて、年度末に減額調定の処理をする必要があったところ、その処理が漏れていたことにより5億1,934万4,364円が収入未済額として計上されたものです。大変申し訳ありませんでした。事務手続上の問題であり、実際には収入すべき金額で未収金となっているものではありません。また、会計上の処理については、既に減額調定の処理済みです。今後このようなことがないように、しっかりと心がけていきます。

**後藤副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**佐藤委員** 資料番号7の大分県歳入歳出決算書46ページ、それと今説明があった決算附属調書94ページの収入未済額について、質疑をします。

今大体の説明をいただいて、単価契約品収入それから燃料収入、直払品収入の減額調定を行っていなかったことが理由でした。これはもうはっきり分かっているし、本当にミスだろうなと思うので、深く追及することはありません。ただ少し具体的な話を聞きたいのですが、これは会計管理局内部の話なのでしょうか。それとも各所属からの連携が悪かったために起こった問題なのでしょうか。

もともとこの収入未済額とは、本来外部からの入金がなかったことによるものであり、これは本当に県内部の問題なので、担当職員の事務上の問題になるとは思いますが、その辺をお聞かせください。

**佐藤用度管財課長** 今、委員から御指摘をいただいた点については、全くもって委員の御指摘

のとおりであり、私どもの処理が漏れたということ。それが外部からかという点ですが、これは特別会計を預かっている私ども用度管財課の内部処理が一つ漏れていたことです。

**佐藤委員** 分かりました。それは単純なミスということで理解しました。もし連携が悪いのだったら、さきほども少しいろいろな話がありましたが、連絡や引継ぎの問題が出てくるのかなと思いましたが、そうではないので、内部的に一応今後の改善策も教えていただければと思います。

**佐藤用度管財課長** 少し言い訳になりますが、今年度は知事選の関係もあって、人事異動が5月1日の内示、15日付けで異動となっておりちょうど決算をやっている出納整理期間中の異動になってしまいました。私も含め、班総括も新任者で、その辺でうまく引継ぎと言うかチェックが足らなかったことが原因です。

今後ですが、予算、決算の担当者と特別会計の担当者が別々にいるので、その辺の情報共有と言うか、情報交換をしっかり行って互いにチェックをしながら、私ども上司もそのチェックを見逃さないようにしていきたいと思います。

**佐藤委員** ありがとうございます。内容的にはよく分かりましたが、決算の数字が表れる分なので、しっかりと今後ともよろしく願います。

**後藤副委員長** ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

**森委員** 事前通告していませんが、1点だけ確認させてください。決算事業別説明書313ページ、県庁舎管理費についてです。

昨年もお尋ねした件ですが、令和4年度において、関係部局である県有財産経営室、そして土木建築部、会計管理局において、今後の県有財産の管理計画において、どのような協議をなされたのか、1点教えてください。

**佐藤用度管財課長** 別館と本館の渡り廊下の関係で……（「それだけではないですが」と言う者あり）それも含めてということですね。

私どもが庁舎管理を担当しており、あと施設の改修とかは、施設整備課でやっていることも

あって、その辺は総務部の県有財産経営室も含めていろいろな問題が起こっているんで、その問題にそれぞれ対応しながら協議をしています。

**森委員** ありがとうございます。これは昨年度に答弁をいただいたことにも関連して話をしていますが、当時の答弁では三つの関係部局でしっかり協議すると、今発言のあった県庁舎本館と別館をつなぐ渡り廊下——今年で既に51年目を迎えるとの説明もいただきました。今年の夏も非常に暑かったし、雨降りの日には傘を差して、また車椅子の職員もいます。書類を持って渡り廊下を半分ぬれながら歩いて行くのを拝見することもありました。昨年、課題として取り上げた点について、どのような協議がなされたのか、お聞かせください。

**佐藤用度管財課長** 渡り廊下の件については、その後すぐに施設整備課と、とりあえず歩道橋の現状について点検しました。古くはなっていますが、使用については問題ないとのこと。

それと、歩道橋がちょうど大分市の市道と遊歩公園に架かっているんで、どうしても大分市の都市計画と言いますか、公園整備や道路整備の関係と関連してくるので、その辺も大分市の整備計画等を聞きながら、情報交換をしています。

**森委員** 県庁舎本館も60年以上が経過し、各県有建築物——この県庁の周辺を含め、今後いろんな検討がなされると思いますが、職員や県民の皆様がやはり活用しやすい、また職員の生産性が向上するような、そういった整備が今後必要だと考えるので、関係部局での検討が今後行われることを期待しています。

**後藤副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 別がないので、これで質疑を終

了します。

これをもって会計管理局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

**後藤副委員長** これより内部協議に入ります。

さきほどの会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それではそのようにします。

以上で会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局、委員外議員入室〕

**後藤副委員長** これより監査委員事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

**河野監査委員事務局長** 監査委員事務局関係の決算について説明します。

昨年度は知事部局や教育庁、警察本部など271機関に対する定期監査をはじめ、多様な主体との協働をテーマとした行政監査や県が出資等をした団体への監査を実施しました。

それではタブレットの資料番号10番、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の335ページをお開きください。

監査委員事務局関係は、第2款総務費第9項監査委員費のみであり、予算現額2億183万4千円に対して、支出済額は2億101万6,611円で不用額は81万7,389円です。その内訳については、次の337ページをお開きください。

まず、第1目委員費は予算額1,887万9千円に対して、決算額は1,878万4,965円です。この内訳は、常勤監査委員1人分の給与費及び非常勤監査委員3人分の委員報酬の計1,823万4,318円と、旅費など監査に要した経費55万647円です。

その下の第2目事務局費は、予算額1億8,295万5千円に対して、決算額は1億8,223万1,646円です。この内訳は、事務局職員21人分の給与費1億7,403万9,492円と、事務局運営費として事務局職員の旅費や需用費など監査補助に要した経費と、会計年度任用職員経費の計819万2,154円です。

**後藤副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**猿渡委員** 監査経費に関連して、その監査の中身、内容についてです。当然必要な書類等、全てきちんとチェックをされ、しっかり監査されていると思います。その監査の際に、専門家の視点が入っているのか、その辺について質問したいと思います。

例えば施設維持管理の場合、設備管理など書類を見ても、専門的な視点を持って見ないと具体的な中身については分からない部分があると思います。その辺、内容までしっかり監査をすることによって、質を保つことが必要だと思いますが、その点はどうなっているのでしょうか。

**大海第二課長** 専門的な知識を持った監査についてお答えします。

委員が御指摘の施設維持管理の委託業務等については、職員による財務監査において受託事業者が仕様書に定められた業務を適切に執行し、成果が上がっているかなど、実績報告書等の精

査を行っています。そうした中、工事等に係る計画、執行、積算及び施工など、より専門的な技術や知見が必要な分野については、土木建築部の併任職員による監査への同行や助言により、監査の精度を高めています。

その他の分野についても、例えば情報システム関係では、委託契約の仕様書や業務実施状況等が適正であるか判断するために、県が委嘱したDXアドバイザーから情報セキュリティー等について助言を受けています。さらに、県出資団体等を対象として行っている財政的援助団体等監査では、必要に応じて公認会計士から財務諸表の検証等に対する助言等も受けています。あわせて、職員を自治大学校や会計検査院、日本経営協会などが主催する専門研修に派遣するなど、財務等に関する専門知識の蓄積及び監査能力の向上にも努めています。

**猿渡委員** ありがとうございます。今、専門的な視点を持っているとおっしゃいましたが、毎年の監査の中で、そういう形で具体的にやられているのか。やはり技術的な部分など、専門的な視点を持って、しっかりと監査をしていただきたい。しっかりと質の良い仕事をしていただかないと困りますから、その点はよろしく願います。

**後藤副委員長** ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって監査委員事務局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔監査委員事務局、委員外議員退室〕

**後藤副委員長** これより内部協議に入ります。

さきほどの監査委員事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があれば願います。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それではそのようにします。

以上で監査委員事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤副委員長** それでは、次回の委員会は11日、水曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。